

【論文】

中国近代における時間意識形成についての一考察

阿川 修三

On the Formation of Time Consciousness in Modern China

Shuzo AGAWA

要 旨：

中国近代における西洋型時刻制度の浸透、それに基づく時間意識の形成は、中国の近代化を論ずる上で重要な問題であるにもかかわらず、従来ほとんど手つかずの状態にあった。

本稿では、西洋型時刻制度の中国近代における浸透の度合いを、当時の知識人の日記に見える西洋型時刻表記と、中国最大の新聞『申報』に載った時計の広告から考察した時計の普及度とから推定し、それに基づき時間意識形成の問題に一つの仮説を立てた。

その結果、次のような仮説を得た。清末には、一部の知識人の間のみ西洋型時刻制度が浸透し、それに伴い時間意識の変化、即ち西洋型時間意識の萌芽も現れてきたが、中国の知識人全般に西洋型時間意識が生まれ始まるのは、陽暦に改暦され、西洋型時刻制度が定着し始める、民国期、特に1910年代半ば以降を待たねばならない。

キーワード：近代中国、時刻制度、時間意識、時計、暦

I はじめに

近年、近代中国を対象とした研究は、政治、経済、法律、思想、文学、文化など多方面に渉り盛んであるが、近代中国における西洋型時刻制度の浸透、それに基づく時間意識形成については、中国の近代化を論ずる上で重要な問題であるにもかかわらず、基礎的資料を欠くためか、まだほとんど手つかずの状態にある。本稿では、この時間意識形成の問題を解明する手掛かりとなる、西洋型時刻制度の中国近代における浸透の度合いを、当

時の知識人の日記に見える時刻表記や当時の新聞に載った時計の広告から考察した時計の普及度から推定し、それに基づき時間意識形成の問題を解く一つの仮説としたい。

先ず、上記の問題を論ずるにあたり、前提として二つの点を確認しなければならない。まず、一つは時刻制度が暦に基づいていると言う点である。西洋近代の時刻制度は太陽暦に基づく定時法であり、中国近代の時刻制度は清朝では時憲暦という太陰暦に基づく定時法、不定時法併用の時刻制度であり、太陽暦に基づく定時法が採用されるのは、中華民国成立の年、1912年の1月2日からのことである。もう一つは中国では、暦は文明の中核をなす存在であり、古来天に代わって地上を統べる天子にのみ暦を管理し、施行することが認められたと言う点である。

そこで、中国の暦、更にそれに基づく時刻制度についても簡単に触れておく必要がある。暦について言えば、上述のごとく、中国では、文明的、政治的に重要な意味を持つがゆえに、独自の発達を遂げた。即ち、今日確認しうるだけでも漢代以降、国家的事業として何度も改暦が行われ、その精度を上げた。また時刻を知るための時計も、漢代には既に漏刻と言う、水時計が存在し、宋代には蘇頌らによりかなり精巧な水時計が製作された。宮中ではそれによって定時に時刻を報じ、また北京、南京、西安などの大都市には勿論、小都市にも、楼鼓、鐘楼などが設置され、水時計によって時刻を報じていたのであり、時刻制度を支える時報制度も確立していた。

ここに、中国の時刻制度が如何に強固であったか示す事例を紹介し、後の論の参考としたい。

その事例とは、時計が中国に将来された以降、明、清両代の皇帝をはじめとする貴人に時計が愛好されたのにも関わらず、時計が時刻を知る道具として利用されなかったということである。

時計が中国に将来されたのは、1583年、即ち明末に、イエズス会の宣教師によってもたらされたのが最初であるという。ついで1601年にマテオ・

リッチがキリスト教布教の許可を得るために皇帝に献上した。それは贅を凝らした装飾時計であったので、その美しい音色や精巧な装置は明、清の皇帝たちの心を魅了し、以後大量の装飾時計がヨーロッパから買い求められて、宮廷には幾千もの時計が置かれた。そのブームは貴族や高官たちにも及び、彼らの邸宅にも時計が置かれたのであった。今日でもその遺物は北京と台北の両故宮博物院に数多く所蔵展示されている。また、そのブームは後年まで続き、中国は19世紀に至るまでヨーロッパの装飾時計の重要な市場であった。⁽¹⁾

ところが、既に述べたように、中国では、時計はあくまで皇帝をはじめとする貴人の愛玩物に過ぎず、時刻を知る道具としての実用的機能を果たさなかった。⁽²⁾ 時計伝来当初、中国の時刻制度は不定時制であり、定時法を採っていたヨーロッパと異なっていたので、時計が実用に供され得なかったのは無理からぬことではあった。しかし、その後、清の順治帝の御代に、暦が時憲暦に改められ、時刻制度が定時法と不定時法の併用制になった。即ち一日を十二に等分し、二時間＝120分を一辰刻とし、更にそれを八に等分し、15分を一刻とする、定時法の時刻制度が行われると共に、日没から日の出までを五分割し、一更から五更によって表す、旧来の不定時法の時刻制度も併用され⁽³⁾、時刻制度が複雑ではあった。しかし、一日の時刻は定時法で表されていたので、時計を実用に供する基盤が全然なかった訳ではない。にもかかわらず、時計は清初の改暦後もかなりの間時刻を知る道具としては使われることはなかった。これは時刻制度の基づく暦が、中国文明の根幹もなすものであり、時刻制度を変えることは、中国文明の否定を意味するからである。この点は本稿のテーマである、西洋型時刻制度の浸透を論ずる上で押さるべきポイントであるが、今回はその用意がないので、今後機会を改めて、検討することとしたい。

しかし、それでも、西洋の武力による強制の結果とはいえ、西洋と通商、交流が、活発に行われる清末アヘン戦争以降、中国でも西洋型時刻制度を取り入れざるを得なくなった。無論その場合、中国の国土の大半では、旧

来の中国独自の時刻制度が用いられていたが、ここに中国には二つの異なる時刻制度が共存するに至ったのである。

では、西洋型時刻制度が中国にどのように浸透したか、次にこの点を中国最大の開港場、上海について検討することとする。

(1) 角山栄『時計の社会史』（中公新書715, 1984年）36、38、44頁。

(2) 同前書46頁。

(3) 斉藤国治『日本・中国・朝鮮古代の時刻制度』（雄山閣出版, 1995年）201頁。

II 上海における時刻制度

アヘン戦争後、上海は開港場の一つとなり、欧米人によって租界が設けられ、その後中国最大の貿易港へと発展した。上海では、次に述べるように、1860年代以降、西洋型時刻制度は浸透する条件が着々と整えられていった。

まず、上海における報時体制は、1860年代以降建設された主要な西洋建築物には時計台が付設され、徐々に整備された。まだ、置き時計や掛時計が一般家庭にそれほど普及していない段階では、時計台等による報時体制が、西洋型時刻制度を維持するために不可欠であったからである。

たとえば、葛元煦『滬遊雜記』（1876年刊, 「上海灘与上海人叢書」之一, 16頁, 上海古籍出版社, 1989年）の「大自鳴鐘（時計台）」によれば、

鐘（時計台）設法（フランス租界の）工部局，離地八九丈，高出樓頂，勢若孤峰。四面置針盤（時計盤）一，報時報刻，遠近咸（全て）聞。丙子〔1876〕夏修造，改低約二丈，僅用針盤一面，制較狭小。城南董家渡天主堂亦有大自鳴鐘，較此則又稍低矣。

とあり、フランス租界の工部局や、上海城南に在った董家渡の天主堂に、時計台があり、遠くまで時刻を知らせたと言う。他の資料に拠れば、上海の租界には他にも、外灘にあった江海関（上海税関、1893年建替え後）、フランス租界の徐家匯天主堂（教会）、外灘に近い江西中路と福建路が交差した地点にあった聖一堂（英国聖公会の教会、1893年時計台を設置）、徐家

匯の南洋公学（1896年創設）などにも「大自鳴鐘（時計台）」があり⁽¹⁾、特に1890年代半ばには上海のかなり広範な地域を対象とした、西洋型時刻制度による時報体制が出来ていたと言えよう。当時、上海の居住者が、実際に時計台の鐘により時刻を知ったことが、清末士人の日記にも次のように見えている。

晡（午後4時頃）、望見塔影（龍華寺の塔）、知龍華。俄已過（江南）製造局。水声活活、穡帆樓閣、浦灘光景、倏忽過眼。泊岸時、関（江海関）鐘鳴五（午後五時）、抵家俱無恙。（『忘山廬日記』〔上海古籍出版社、1983年〕1897年5月21日の条、99頁）

また、『滬遊雜記』に拠れば、上海には「午正砲（正午の砲声）」という制度もあり、毎週の月曜日と金曜日の正午に、黄歇浦に停泊していた外国の軍艦から空砲が一発発せられ、それを聞いて置時計、掛時計、懐中時計の時間を合わせたという。このように上海にも、週二回のペースではあるが、東京で、明治、大正にかけて宮城で行われた、「昼のドン」と同様の時報制度があったのであり、これによって時計の時刻の遅れを直したと言う。上記の時計台による時報を補っていたのである。⁽²⁾ 中国全土では、旧来の時刻制度が用いられていた中で、上海にこのような西洋型時刻制度に基づいた報時体制が必要であったのは、上海が大部分の土地が外国支配された租界であり、そこに居住する人も大半は外国と係わる仕事に従事していたからであろう。

更に、上海の代表的新聞『申報』によれば、1905年には「郵便物受付締切り時間諭告廣告」の欄⁽³⁾が設けられ、たとえば、「天津 盛京（汽船名）午後五時」というように、宛先、当日の運搬手段名、締切り時間が記されていた。

また『申報』は1870年代後半には、第一面の上端に西暦で年月日が併記されていた。

このように、上海は十九世紀末、遅くとも二十世紀初頭には西洋型時刻制度、時間システムの中に組み込まれていたと言えよう。無論、上海に住

む人々が皆このような時間システムの中に生きたわけでない。しかし、外国との貿易をはじめとした、外国相手の商売に従事した人々や、その周辺で働いていた人々は、否応なしに西洋の時間システムの中に生きざるを得なかったのはなかるうか。

以上のように、清末では、旧来の中国独自の時刻制度が主に行われてはいたが、一方、既に述べた上海のように、外国人に支配され外国と関係が深い地域では、西洋型時刻制度も行われたのである。これは中国では、当時地域によっては二つの異なる時刻制度が併存していた例であるが、一方、同一地域でも、洋務運動以降、西洋の制度を導入して出来た、鉄道、新軍（新式軍隊）、学校（学堂という新式学校）、工場などの分野では、西洋の時刻制度に基づいて運営されたことは想像に難くない。この点についても、筆者には現在資料等の用意がないので、今後機会を改めて検討したい。いずれにしても、清末において、西洋の時刻制度が、徐々にではあるが、また地域や分野によってではあるが、浸透始めていたと言ってよかろう。

次に当時の知識人が書いた日記の西洋型の時刻表記を資料に、彼らがどの程度西洋型時刻制度を利用したか、また西洋的時間意識を有したかを検討したい。

(1) 江海関は陳白熙『上海軼事大観』（民国史料筆記大観，上海書店出版社，2000年）二十四「雑記」516頁と上海図書館編『老上海風情録（一）建築尋夢巻』（上海文化出版社，1998年）「官方建築」42頁に拠る。徐家匯天主堂は陳白熙『上海軼事大観』（民国史料筆記大観，上海書店出版社，2000年）二十四「雑記」516頁に拠る。聖一堂は上海図書館編『老上海風情録（一）建築尋夢巻』（上海文化出版社，1998年）「公共建築」75頁に拠る。南洋公学は『追憶—近代上海図史』（上海古籍出版社，1996年）97頁に拠る。

(2) 西人設兵船于黄歇浦，逢禮拜一、五準十二点鐘，放砲一声，響伝数里，以便校对鐘表。（葛元煦『滬遊雜記』1876年刊，〔「上海灘与上海人叢書」之一，16頁，上海古籍出版社〕）。

(3) 『申報』光緒三十一年八月九日（1905年9月7日）。

III 清末知識人の日記に見える西洋型時刻表記

当時の知識人の日記で現存するものは多くない。また、刊本となり、公開されたものは更に少ないが、1980年代以降、『忘山廬日記』、『王文韶日記』、『鄭孝胥日記』、『周作人日記』、蔡元培の『日記』、『吳宓日記』などが活字本や影印本の形で公刊され、以前に比べれば、高級官僚から学生までの様々な階層の、また年齢の異なる人々の日記を簡単に見ることができるようになった。本章では、それらの日記を資料として使い、当時の知識人の時間意識について、各人の時刻に関する表記などを通して窺いたい。無論、日記に西洋型時刻表記がないからと言って、それによって直ちにその筆者がそのような表記を用いなかったとか、更には時間意識に乏しいとは即断出来ない。ただし、そのような表記を使う以上は、そこに作者の時間に対する意識が何らかの形で反映されていると言えよう。

まず、当時三十歳前半で、北京にある工部の主事（中央官庁勤務の下級官僚）を務めていた、孫宝瑄の日記を見ると、1907年以降、数カ所に時計が何時を打ったと言う程度の西洋型時刻表記があるのみで、ほとんどが次のようなものであった。

[七月] 十三日，黎明，至（京師大学堂編書）局。日高，衣冠趨（工部）署。薄午，詣乘庵，偕出城，飲于万飲居。晷，仍至局，觀書。

（『忘山廬日記』上，【1902.8.16】，555頁，上海古籍出版社）

即ち、黎明（夜明け）に出向先に出勤し、日高（午前日が高くなった頃）に衣冠を正して本務の工部に登庁し、正午近くに友人を訪ね、酒を飲み、晷（午後2時頃）また、出向先に登庁し、読書をするという、悠然とした時間の流れを見ることができる。それは、清末という激動の時代にはおよそ不似合いな時間の流れである。しかし、これは当時として特に異例なものではないようである。『老残遊記』の作者である劉鶚の『劉鶚日記』「壬寅日記【1902】」を見ると、西洋型時刻表記はなく、同様の悠然とした時の流れを感ずるからである。

[十月] 十一日（1902.11.10） 晴。…申刻（午後3時～5時）王裕甫

姉弟自上海来，同時牧卷次郎偕内藤虎臣（内藤湖南）来。内藤系『朝日新聞』主筆，人極博雅。

[十月] 十二日 (1902.11.11) 晴。清晨，仲瀛伯来召，盥餐畢，即往。談至午刻（午前11時～午後1時）喫飯，…。(『劉鶚日記』「壬寅日記【1902】」(『中国近代文学大系・書信日記集二』，511頁，上海書店，1993年))

では、日記に定常的に西洋型時刻表記を用いた人はいたのか。それを手懸りに時間意識の変化を見ていきたい。無論、西洋型時刻表記があるからと言って、その日記の筆者の時間意識が変化し、近代的な時間意識が形成されたとは即断できないが、その人の時間意識を知る手懸りにはなるだろう。

当時の日記を見ると、西洋式の時刻表記を散発的に書いた人はいるが、常時書いた人は少ない。

周作人の日記はその少ない例の一つである。その日記の冒頭、光緒二十四年正月廿八日 (1898.2.18) には、「雨水亥正二刻三分（午前10時33分）」と従来の時刻表記ではあるが、かなり細かい時刻が記されている。これは時の鐘でわかるはずがなく、周家にはこの時点で既に、時計があったようである。当時没落していたとはいえ、周家は進士を出した名家であれば、あって当然とは言える。そこで、周作人の日記を詳細に読んでみると、まだ紹興の自宅にいた1898年以降に、何点鐘とか、何下鐘という西洋型時刻表記が多く見られ、たとえば、

① [十月] 十九日 晨，小雨頃止。九点鐘下舟，至龍君莊俞家舍，扞墳，同舟七人。…。(『周作人日記』上，79頁，1898.12.2，大象出版社)

② [正月] 十二日 清晨六点鐘下舟往安橋。(同上，110頁，1900.2.11)

③ [二月] 廿五日 …夜閱『鏡花緣』六本，九下鐘睡。
(同上，214頁，1901.4.13)

④ [正月] 廿三日 礼拝 陰，甚冷。…。九下鐘睡。(同上，315頁，

1902.3.2)

⑤ [正月] 廿四日 礼拝一。…。九下鐘睡。(同上, 315頁, 1902.3.3)

⑥ 壬寅 西曆千九百二年 三月初一日 礼拝二 陰 …。十下鐘睡。(同上, 326頁, 1902.4.8)

とある。

これ以外に、周作人の日記には、勿論午刻のような旧来の時刻表記もあるが、何点鐘とか、何下鐘とかいう西洋型時刻表記が多く見られる。彼は懐中時計を持っていただろうか。日記に記された時刻を見てみると、①、②の例が家を立つ時であり、③～⑥の例がどれも家乃至江南水師学堂の寮にいる時に限られていて、移動中のものはない。時刻は自宅や寮にあった時計で知ったはずであり、彼自身は時計を持っていなかったようである。だから、移動中の時刻は時計がないので、日記に書けなかったのであろう。では、彼はなぜわかる時刻は限られたにも係わらず、それをわざわざ西洋型時刻表記を用いて日記に書いたのか。それは、周作人が西洋式時刻表記を新しいものの象徴として惹かれたからではなかろうか。彼は1901年秋に南京にあった江南水師学堂に入学したが、入学後、日記の時刻表記に変化があるとすれば、④、⑤、⑥の「礼拝」に拠る曜日の表記であろう。彼の入学した学校は、授業が礼拝一（月曜）から礼拝六（土曜）までで、礼拝（日曜）は休みという、一週間のサイクルで動いていたからであろう。また、⑥の西暦による年の表記も、この学校で学んだばかりのことを書いてみなかったからであろう。一週間単位の時間サイクルや西暦による年の表記を知ったことは、彼の時間意識に若干の変化をもたらしたかも知れないが、それによって、時間意識に根本的な変化はまだなかったように思う。周作人の時間意識に根本的な転換をもたらしたのは、1906年秋からの日本留学であろう。日本は既に西洋的時間制度の中にあつたからであるが、1906年から1912年まで彼の日本留学中の日記は現存しないので、それを確認のしようがない。

他に、若い世代の書いた日記で時間意識の変化の萌芽が感じられるのは

吳宓の日記である。たとえば、その日記の初めの1910、1911年の日記から西洋型時刻表記を幾つか拾ってみると次のようになる。

①十月初三日(1910.11.4) 偕母，妹乘轎赴省。晚七時達，宿雷家。

②十二日二十六日(1911.1.26) 陰，雪。…。九点鐘始行。…。行經一小河，上有橋，一車覆其側。初扶之起，車中人傷其腦部，故停頓約半小時始得行。凡二十里至澠池縣治。又二十五里至石河鎮，時已二点鐘矣，故即宿焉。

③正月三十一日(陽曆) 星期二 陰，大風。晨六点钟，棧夥為余等搬運行李至火車。…。八時六分火車開行。…。十二時五分抵鄭州，急換乘京漢南車。一時六分開行，較前之車行更速。五十分時又穿一洞，五十五分渡黃河鉄橋，行凡十五分而畢。

④二月一日(陽曆) 星期三 七時十分開行，半小時許入直隸界。…。九時五十七分至順德府，…。四時十分至保定府，…。八時三十分至北京前門車站下車。…。

(『吳宓日記』I，【1911、1912年】4、11、16、17頁，三聯書店)

この日記は、宣統二(1910)年10月から始まるが、太陽曆に改曆する以前でも、正午を表す午以外は、十二支による時刻表記はなく、時刻表記は皆西洋型である。それから、彼の1911年の日記は、商務印書館の学堂日記を使っており、それは予め月日が陰曆で脇に陽曆も併せて印刷されていた。彼は1910年11月17日に商務印書館西安分館で書籍を購入しているので、この日記はその時自ら買ったものであろう(『吳宓日記』I，五頁)。上の②に、橋の上で馬車が転覆したため、「約半小時(約30分)」ほど橋が渡れなかったとあるが、30分という時間の長さを時計(懐中時計乃至腕時計)無しでは知ることは出来ない。更に③に記された汽車の出発時刻、到着時刻、トンネルの通過時刻、黄河に架かる鉄橋の通過時刻、通過時間なども時計(懐中時計乃至腕時計)無しでは知ることは出来ない。④に記された汽車の出発時刻、各駅の到着時刻、出発して直隸省に入るまでに要した時間、いずれも時計(懐中時計乃至腕時計)無しでは知ることは出来ない。以上の

点から、遅くとも、1911年1月26日の段階で呉宓は懐中時計を持っていたはずである。次章で述べるがこの当時、時計はかなり価格が安くなっていたので、学生でも十分買えたはずである。以上の点から、呉宓は時計を持ち、陽暦併記の学堂日記に時刻を几帳面に記録し、また、それに西洋型時刻表記を用いたが、これは彼の主体的選択のように思われる。彼が単なる新しいもの好きであったからではなく、この時期既に彼の時間意識に何らかの変化があったからではないのか。彼が陝西三原宏道高等学堂予科の業を終え、西北の地から当時中国本土で最も欧化された高等教育機関、清華学堂に入学したことと、彼の時間意識とは深く関わっていたと思われる。

また、周作人や呉宓のような若い世代ではないが、当時、西洋型時刻表記をよく用い、時間に厳格な人物がいる。鄭孝胥である。彼は後に満州国國務総理になった人物であるためか、一般に保守頑迷の権化のように思われがちであるが、若い頃は李鴻章や張之洞のもとで、外交官を務め、京漢鉄道建設に従事し、外国の事情に精通した人物であった。彼の『鄭孝胥日記』第二冊に次のような興味深い箇所がある。

〔九月〕十二日 午後、詣総公司。寄閩信，併兌五十元。梁卓如邀午飯于一品香，準十二点，余往応之，過一刻，主人未至，有頃再往，仍未至。…余視時已一点，乃亦留字而去。（『鄭孝胥日記』第二冊【1897.10.7】623頁，中華書局）

鄭孝胥が梁啓超に上海の高級料理屋「一品香」に昼食に招待され、定刻通り行ったが結局すっぽかされたという話であるが、鄭孝胥の苦々しい気持ち伝わり面白い。梁啓超を弁護するわけではないが、当時、中国では人と待ち合わせるのに、大まかな時刻を設定し、定刻通りに来る人は稀で、かなりの遅れも許容範囲であったようだ。この記述に拠れば、鄭孝胥はその時代の人としては時間に厳格な人のようである。これは鄭孝胥の生来のもあるろうが、既に述べた様に彼が洋務に従事し、普段から外国人と接していたために、このような時間感覚を身につけたのだとも言えそうである。『鄭孝胥日記』には、西洋型時刻表記が数多く出てくるし、それもかなり早

い時期に出てくる。そのような日記の記述から、彼が懐中時計を早い時期から持ち、時計を時を知るための道具、外国人と接するための貴重な、実用的な道具として使っていたことは想像に難くない。

また、その人の好みにかかわらず、西洋型時刻制度、時間感覚に合わせなければならない場合がある。外交を担当する者などが、この好例である。『王文韶日記』にそのようなケースが載っている。

[1902年] 初二日 [12月12日] 陰有雪。約聯春卿侍郎陪同往拜各国使臣，本日拜英、俄、美、義 [伊]、和、比六国，自一点鐘起至三点二刻 (三時半) 止，每处以二刻 (三十分) 為度，英使 (英国公使) 薩道義 (アーネスト・サトウ)、俄使 (ロシア公使) 雷薩爾 (レザー)、美使 (米国公使) 康格 (コンガー)、義使 (イタリア公使) 羅瑪納 (ロマノ・アパラザンツェ)、和使 (オランダ公使) 羅敦 (ジョン・ロードン)、比署使 (ベルギー代理公使) 賈爾牒 (カルチェ・マッシーニ)、不可謂窮日之力矣。(『王文韶日記』，1051頁，中華書局，1989)

彼の日記で西洋型時刻表記が載っている箇所はほとんどないが、この箇所は例外である。王文韶は外務担当大臣として、職掌柄、英、露、伊、蘭、ベルギーの五カ国の公使館を午後一時から三時半までの二時間半の間に順次各国三十分ずつまわり各公使と会見したのである。これは、外交担当大臣の王文韶が相手である外国の都合にやむを得ず合わせたに過ぎない。

次に陽暦に改暦された民国元 (1912) 年1月2日以降、日記の時刻表記はどうなったであろうか。次に挙げる魯迅日記の例のように、時刻表記は西洋式に変わった。日記で見る限り、中華民国政府教育部の役人になった、魯迅即ち周樹人は、清末の役人とは比べれば、かなり時間に制約された中に生活することになったようである。たとえば、民国元年の魯迅日記には、

[五月] 十日 晨九時至下午四時半至教育部視事，枯坐終日，…。

[六月] 二十一日 下午四時至五時赴夏期講演《美術略論》，聽者約三十人，中途退去者五六人。

[七月] 一日 部改上午七時半至十一時半為理事時間。

〔七月〕五日 大雨。下午四時赴講演会，講員均乞飯，聽者無一人，遂返。

（『魯迅全集』第十四卷，『日記』「壬子日記【1912】」，1、2、6、8頁，人民文学出版社）

以上のように、清末知識人の日記に見える時刻表記から、西洋型時刻制度の浸透を検討し、併せて中国人の時間意識の変化を考察してきた。その結果、清末には、周作人や呉宓などのような青年学生層や鄭孝胥のような洋務従事者の中には、西洋型時刻制度が浸透し、それに伴い時間に対する意識の変化、即ち西洋型時間意識のある程度の萌芽も些か現れてきたと言えるケースも見られるが、中国の知識人全般には、西洋型時刻制度はあまり浸透せず、その時間意識に変化を見出すことはできなかった。であるならば、中国で知識人の間で、西洋型時刻制度が浸透し、時間意識の変化、即ち西洋的時間意識が生まれるのは、陽曆に改曆され、西洋型時刻制度が定着し始める、民国期を待たねばならない。次に時計の新聞広告により、時計の普及状況を推定し、中国人の時間意識変化の礎となる西洋型時刻制度の定着度を探りたい。

IV 『申報』の時計広告から見た、時計の普及度

本章では、時計、特に持ち運びの可能な、懐中時計や腕時計の新聞広告を調べ、広告の内容、広告に出る時計の価格を元に、時計の国内生産量、生産額や輸入量、輸入額の関係資料をも参考にして、西洋型時刻制度の浸透の基礎であり、時間意識を計るパラメータである時計の普及状況を推定したい。

本稿では、新聞広告は、中国最大の商業紙である『申報』のものをを用いた。『申報』は上海を中心に商工業者から知識人、ホワイトカラーまでの幅広い読者を持つ中国最大の新聞であり、広告の量も多く、時計のような、耐久消費財の広告もよく出ているので、今回の調査の資料として最適であると考えたからである。ここでは、『申報』の1890年代以降1920年代初めま



図1

での期間を調査対象とした。

『申報』に最初に出てくる時計の広告は1890年1月2日の三井洋行のアメリカ製1ドルウォッチのものである。価格は洋銀2.7元（以下価格は注記のない限り洋銀で表す）とある。この広告は二週間ほどで終わった。三井洋行は三井物産の子会社であり、三井物産は日本で1ドルウォッチを大量に輸入し、販売した（小島健司『明治の時計』、『時計の価格』154頁、校倉書房、1988）。中国でも同様に販売を行ったようだが、広告が短期間でしか掲載されなかったところを見ると、この販売は失敗に終わったのであろう。この当時、中国では時計の購買層は富裕層であり、彼らは装飾品として買い求めたので、安い時計は売れるはずがなかった。

その次に1891年1月3日に中国晋隆洋行の銀側懐中時計の広告が出たが、価格は載っていない。それ以後、時計の広告は1894年2月23日までない。そもそも、既に述べたように、この当時、時計は高級品であった。日本の明治初年の例を挙げるまでもなく、時計は実際に店に行き、実物を見、価格の交渉をするのが常であったろうから、不特定多数の人が読む新聞に広告を掲載することにあまり意味がなかった。それゆえ、大方の時計商は新聞に広告を出そうとはしなかったであろう。1890年代の前半に時計の広告がほとんどないのは、そのためと思われる。

1894年2月23日に3年ぶりに時計の広告が出た。上海烏利文洋行の懐中時計の広告（図1）である。それには豪華な装飾の施された懐中時計の絵があり、それに添えられた広告文には「本行自運英法金銀閏表鐘，金銀首飾，金剛鑽，自来針，風雨寒暑表，好千里鏡，新式百音琴…」とあり、表（watch）

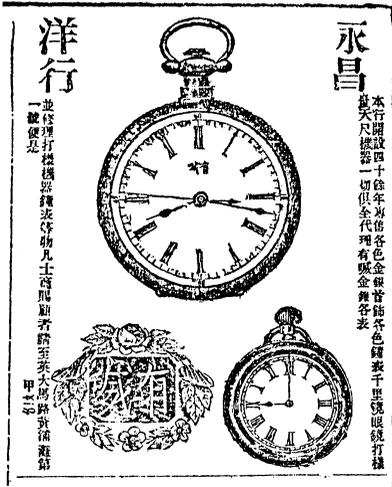


図 2

鐘 (clock) を含む舶来品の宣伝となっており、その絵と併せて考えれば、当時時計は高級品であり、この広告が一種のイメージ宣伝であることがわかる。そもそも、上海烏利文洋行は宝石店として知られている店なのである。勿論価格は載っていない。以後しばらく、上海烏利文洋行の広告が続くが、その1894年8月15日の宣伝文には、「啓者本行現在接到体而新様法国所造自鳴鐘其価每隻自十五元起至千元為止…」とあり、フランス製

の置き時計であるが、価格が15元から1000元までと大凡の額ではあるが示されている。最低価格の15元であっても当時かなり高価であり、これからも当時、中国では時計は一般の人に簡単に手の届くものではなかったことがわかる。それ以後、1904年まで時計の広告は全くない。

次に登場するのは1904年8月6日の永昌洋行の柱時計の広告である。しかしその宣伝文には「本行開設四十餘年專售各色金銀首飾，各色鐘表，千里鏡，眼鏡，打樣，量天尺機器一切，俱全代理有喊金銀各表。…」とあり、その内容は種々の舶来品の宣伝である。それは1894年の烏利文洋行の広告と同様である。これ以降永昌洋行の広告が頻繁に載り、宣伝文は同じであるが、絵が時に懐中時計になり、望遠鏡や眼鏡になる (1905年9月1日)。

1905年11月5日の広告 (図 2) の懐中時計は「有喊」の文字が文字盤や側に付いており、スイスで中国向けに生産された「支那時計」と呼ばれた高級時計であり (小島健司『明治の時計』「時計の価格」125頁)、かなり高価なものである。広告で見る限り、1900年代半ばでも、時計は高価なものであったようで、勿論値段は出していない。ただし、この広告は以後も長い間

産による生産コストの低下により実現したものであるが、性能はよく、日本では20年ほど前に輸入され好評を得ていた（小島健司『明治の時計』「時計の価格」154～155頁。角山栄『時計の文化史』222頁）。既に述べたように、嘗て1890年に中国でも販売されたことはあったが売れず、20年間たって、また売り出されたのである。1ドルウォッチの20年ぶりの発売は中国の時計の購買層の拡大、時計の役割の増大を表わすものであろう。20年前は、購買層は富裕層に限られ、時計はあくまで高級品であり装飾品であったのが、ここにいたって時計の実用的価値が高まり、中間層まで時計を買うようになったものと考えられる。これ以後、恵羅会社が続いて懐中時計の雷地姆時計（6元、1915.3.4）、懐中時計の台姆泊斯表（TEMPUS watches）（3～4.5元、1915.11.31）などを売り出すとともに、謀得利分公司（1913.1.29）などの他の時計店も続々と売り出し、時計の価格は10元以下に急激に下がることになる。

さらに、これまで時計は見て買う物であったはずだが、その後1916年10月26日の広告に拠れば、茂徳利鐘表総行、茂達利鐘表支行は懐中時計や腕時計の通信販売を開始した。1917年8月13日の広告に拠れば、恒得利眼鏡鐘表も通信販売を開始した。1920年6月18日の広告に拠れば、史惟記鐘表号は通信販売部を新たに設け、一個12元の腕時計の販売を開始している。これは時計の購買層が全国に拡大したことを意味し、時計店がそれに答えたためと考えられる。

一方で、永昌洋行や烏利文などの高級品の広告も減ることはなかった。

次に時計の価格の低廉化とともに、1912（民国元年）年1月2日に行われた改暦、即ち時憲暦（太陰暦）の廃止、太陽暦の採用は今まで二本立てであった中国の時刻制度が一本化され、時計は俄に今まで以上に実用的機能が備わり、購買層を急速に拡大する契機となった。特に1916年以降の時計広告の多さ、価格の低廉化はそのことを如実に語っている。

次に時計の購買層の拡大を示す広告を見てみよう。1917年8月30日の商務印書館の時計販売の広告である。商務印書館は全国に分店を持ち、学生を



図 4

中心とした書物の通信販売網を持ち、強力な販売網を持っていた。1元余から18元の価格幅で、金時計でなければ、最高6元前後のものを揃え、学生を新しい購買層として狙いを定めたのであろう。

また、1917年12月22日の上海美興会社の広告は、ア

メリカの1ドルウォッチの代表的銘柄、鷹各索【イガソル】の夜明表（夜光時計）、少年表など用途に合わせたもので、且つ2.6元から11.9元までの比較的求めやすいものを載せたもので、従来の懐中時計に飽きたらない層を狙ったものである。

また、1920年7月11日の Ingarsoll【イガソル】の広告（図4）には、当時の時計商が客層と見ている人が描かれている。そこに描かれているのは、婦女（女性）、商界（商店の幹部店員）、学生、弁事人（ホワイトカラー）、医生（医者）、工界（工場の熟練工）、旅行（者）である。以前の時計購買者は、紳商（官僚、地主、豪商）であったから時計購入者層が、かなり広範になっていることを示している。何れの例も、時計の購買層の拡大を示していると言えよう。

次に掲げるのは、民国元（1912）年から民国10（1921）年までの中国の国産時計の種類別生産額、生産量の統計を表にまとめた「中国における時計の国産の件数、金額」（以下、表Iと略称）と、民国元（1912）年から民国9（1920）年までの中国の輸入時計の総数量、総額の統計を表にまとめた「中国における時計の輸入の件数、金額」（以下、表IIと略称）である。これからこの2つの表に基づいて、時計の普及度を見ていこう。

「文学部紀要」文教大学文学部第 16-1 号 阿川修三

I 中国における時計の国産の件数・金額

年	国産			掛け時計			懐中時計・腕時計			総数量	総金額	平均価格
	置き時計		平均価格	数量		平均価格	数量		平均価格			
	数量	金額 圓		金額 圓	金額 圓		金額 圓	金額 圓				
1912	6267	71929	11.48	3599	33204	9.23	12107	31699	2.62	21973	136832	6.23
1913	2464	35476	14.4	2135	18300	8.57	6429	26129	4.06	11028	79995	7.25
1914	11170	77300	6.79	5407	43650	8.07	5079	86294	16.7	21656	207244	9.57
1915	13588	112471	8.28	13099	97746	7.46	33943	137749	4.06	66630	347966	5.22
1916	25224	198625	7.87	17177	108427	6.31	35657	166708	4.68	78058	473850	6.07
1917	24718	143251	5.8	18528	68655	3.7	32068	126296	3.94	75314	338202	4.49
1918	24525	138863	5.66	20049	112616	5.62	44218	228946	5.18	88792	490425	5.52
1919	14060	127103	9.04	15531	104790	6.75	44641	238831	5.8	74232	490224	6.6
1920	9634	137212	14.24	9209	86597	9.4	20108	149556	7.44	38951	373365	9.59
1921	9275	123424	13.3	9414	99001	10.52	16338	145488	8.9	35027	368913	10.53
総計										511661	3307016	

〔『中華民國第九次農商務統計圖表』農商部總務庁統計科編纂 1924年の340頁に拠る。〕

II 中国における時計の輸入の件数・金額

年	輸入		
	時計の総数量	時計の総額	平均価格
1912	327198	829472	2.54
1913	549158	1398455	2.55
1914	505278	1218762	2.41
1915	338270	865980	2.56
1916	268952	733244	2.73
1917	338279	995819	2.94
1918	347744	1301192	3.74
1919	415469	1728921	4.16
1920	296655	1800503	6.07
1921			
総計	3387003	10872348	

〔『中華民國第九次農商務統計圖表』農商部總務庁統計科編纂 1924年の340頁に拠る。〕

I 表を見ると、国産時計の生産数は、10年間の総計が輸入時計の9年間総計の約15%であり、その生産額は、10年間の総計が輸入時計の9年間総計の約31%であり、思いの外、国産時計の割合が多い。その理由は、国産時計の大半が関係者の回想のごとく（『上海文史資料存稿彙編』第6巻、123頁）、部品を輸入し、組み立てたものであり、中国名のブランドが付いた価格の高い時計であったからである。II 表を見ると、輸入時計は年度ごとの平均価格では2円台が最多であり、低価格の傾向にあり、1ドルウォッチを始めとする廉価なものが、輸入時計の中心であったことを物語っている。清末のデータがないため、清末から民国にかけての時計の国内生産量、生産額、輸入量、輸入額の推移を見ることができないとか、輸入時計については総量と総額が示されるだけで、時計の種類別の量、金額が示されていないな

中国近代における時間意識形成についての一考察

ど、色々と不足のあるデータではあるが、次のことは言えよう。民国元年以来、民国10年までの十年間に、中国国内に蓄積された時計の総数は、輸入の統計のない民国10年を例年程度の37万個と仮定すれば、427万個程度であり、使えなくなった時計を5%と見積もっても、406万個程度にはなる。当時の中国の人口をほぼ4億とすれば、100人あたり1個ということになるが、清末までに保有されているものを入れれば、もう少し時計一個あたりの人数が減るはずである。そして、時計を必要とする人たちは、ほぼ都市在住者に限られるであろうから、時計一個あたりの人数は更にかなり減るであろう。そうであれば、具体的な比較材料がないが、清末に比べ民国に入って時計を持つ人数はかなり増えたのではなかろうか。これは、既に述べた新聞広告の頻度の高さやそれに見える時計の価格の低廉化などから推測した時計の普及度からも頷けるものである。

次に当時の賃金と時計の価格を比較し、その普及度を検討したい。しかし当時の賃金データは次の三つしか見当たらなかった。

まず、都市生活者の賃金（月給）は1920年代、北京では、

中学教師100～200元、小学校校長100元、小学教師30～70元

お抱え車夫10～20元、住込みのコック8～12元

住込みのお手伝いさん3～6元

（出処：陳明遠『文化人と銭』33頁，百花文芸出版社，2001年）であり、

1927年、上海では

中学教師 70～160元 郵便局員 28元 小学教師 20～100元

（出処：『近代上海城市研究』政治社会編第五章，上海人民出版社，1990年）であり、

次に、肉体労働者の賃金（月給）は1918.19年の平均値で、

織工通い 男 9.24元 女 7.14元 大工 食事自弁 7.6元

瓦職人 食事自弁 7.2元 下僕住込み（男）3.12元

下僕住込み（女）2.08元 雑役食事支給 7.5元

（出処：『農商務統計表（民国7・8年【1918，1919年】）』）である。

では当時、時計の価格は賃金に比べ、高いのか。

時計の価格は、『申報』に出た広告の範囲で既に見てきたように、金時計を除く懐中時計、腕時計の価格帯を見ると、1900年代は10元から25元程度である。1910年代から1920年代初めは1元から20元程度で、その広告の大多数を占めるのは、2元台から5元台のニッケル側の懐中時計、所謂1ドルウォッチや10元程度の金メッキや銀側時計である。

そこで、賃金と時計の価格を比較すると、都市生活者については、1920年代の賃金しか示されていないので、単純に比較できないが、1900年代の価格で、時計がどうにか買えるのは北京、上海の中学教師と小学校校長のみであるが、1910年代から1920年代初めの1ドルウォッチなら、北京、上海の小学教員や上海の郵便局員にもどうにか買うことができる。

肉体労働者や都市の車夫、メイドなどの低所得者にはこの価格でも買えなかったであろう。

陳明遠に拠れば、五四前後の北京大学学生の一年間の必要経費（学費、書籍代、生活費等）は最低120元から標準180元であり（出処：陳明遠『文化人と銭』40頁、百花文芸出版社、2001年）、北京大学は学生が北京で最も貧しかったと言うが、その彼らでさえ1910年代から1920年代はじめの最も安い価格帯の、1元台のものなら毎月の家計を切りつめれば、どうにか買えないこともなかった。

つまり、当時の賃金と時計の価格を比較し、どのぐらいの階層なら買えるかを検討したところ、1910年代以降であれば、小学教師や郵便局員のような比較的賃金の低い勤め人や経済的に恵まれない学生でさえも1ドルウォッチ位なら、買うことが可能であることがわかった。それとともに、既に見てきた時計の新聞広告から、時計の普及度を推定すると、太陽暦に改暦した民国以降、とりわけ1910年代半ば以降、懐中時計は富裕層のみならず、中間層や学生にまで飛躍的に普及したことが十分に推定できる。

V 結び

以上のように、当時の知識人の日記における時刻表記を検討し、更に『申報』の時計の広告から時計の普及状況を推定して、西洋型時刻制度の浸透度を推論して得た結論から、中国人の時間意識の変化を推定すると次のようである。中国人の時間意識に変化の兆しが現れるのは、清末、特に1900年代以降であるが、その変化が顕著になるのは民国元年の陽暦への改暦以降であり、更にそれが本格化するのには、時計が飛躍的に普及する1910年代半ば以降であろう。ただし、この仮説はかなり脆弱な根拠に基づいているので、今後、新式学堂における時間の流れ、上海がどのような時間システムで実際に動いていたか等々、この仮説を支える細部を丹念に実証していく必要がある。また、清末、西洋式時刻制度が限定的にしか普及しなかった最大の原因は、暦にある。中国における時の問題を考えるには暦の問題を避けて通れない。今回はその用意がなく、ほとんど触れることが出来なかったが、今後、その点を中心にして、機会を改め論究したい。

なお、本稿はメディア文化研究会での発表をもとに論文にしたものであり、研究会のメンバーの白井啓介、佐藤一樹、小松建男の各氏には、論文執筆の過程で啓発を受けた。ここに謝意を表す。